

平成31年度 保育施設入所案内

★お問い合わせ先★

子育て支援課 (〒028-6198 二戸市福岡字八幡下 11 番地 1 二戸市総合福祉センター2階)
電話：0195-23-1325 (内線 336) FAX：0195-22-1188 市HP：http://www.city.ninohe.lg.jp/

1 保育施設とは

保護者が働いていたり、病気にかかったりしているため、日中お子さんの保育ができないとき、保護者に代わってそのお子さんを保育する施設です。

2 市内の保育施設

《公立保育所》

施設名	所在地	電話	申し込み先
堀野保育所	二戸市堀野字下夕川原 63	23-3295	子育て支援課
金田一保育所	二戸市金田一字大釜 138	27-3103	
浄法寺保育園	二戸市浄法寺町焼場 85	38-2344	

《認定こども園》

施設名	所在地	電話	申し込み先
まつのまるこども園	二戸市福岡字橋場 19	23-5444	直接施設へ
認定こども園ともいき	二戸市福岡字上平 27 二戸市福岡字杉中 1-1	23-2530	
認定こども園 ちゃいんど・スクール	二戸市石切所字柿ノ木平 6-1 二戸市石切所字天神下 9-1 (分園)	25-5333	
岩手保健医療大学附属 認定こども園	二戸市堀野字東側 4-14 二戸市堀野字馬場 40-1 (分園)	23-5338	

《小規模保育施設》

施設名	所在地	電話	申し込み先
メルヘンハウス大清水	二戸市堀野字長瀬 13-23	23-7629	直接施設へ

3 入所申込みができる方 (保育を必要とする事由)

二戸市に居住していて、次のいずれかの事情によりお子さんの保育ができない方です。申込みの際に下記に該当しているか確認します。

- ① 昼間に居宅外で労働(外勤)している又は居宅内で該当児童と離れて日常の家事以外の労働(自営・農業・内勤)をしていることを常態としていること。(月48時間以上)
- ② 妊娠中であるか、又は出産後、間がないこと。(産前2ヶ月、産後2ヶ月、出産予定日基準)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 長期にわたり、疾病の状態にある家族、又は精神若しくは身体に障害を有する親族を常時介護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑥ 育児休業中に、保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑦ 求職活動をしていること。(ただし、保育施設に入所した日から2か月以内に就職をしていただかなければ退所となります。入所している期間は求職活動報告書の提出が必要です。)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること(家庭相談員との関わりが必要です)
- ⑨ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。月48時間以上)
- ⑩ 市長が認める前記に類する状態にあること

4 必要書類と提出期限について

必要な書類は下記のとおりです。⑤は各家庭の状況により異なりますので、それぞれ必要な書類を提出してください。提出書類に不備がある場合、入所の選考ができない場合があります。

提出書類

- ① 保育所入所申込書（お子さん 1 人につき 1 部）
- ② 健康状態等調査票（お子さん 1 人につき 1 部）
- ③ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（保育の必要性認定申請書）
（お子さん 1 人につき 1 部）
保育施設を利用する場合には、入所手続きの他に「必要性の認定」の申請が必要となります。
詳細は『5 保育の必要性の認定申請について』をご覧ください。
- ④ 就労等の状況申告書（1 世帯につき 1 部）
- ⑤ 保育に欠けることを確認する書類（下記一覧表のとおり 1 世帯につき 各 1 部ずつ）

就労等の状況		提出書類	書類の提出が必要な方
就労	お勤めの方	就労等証明書（外勤）※	<ul style="list-style-type: none"> ・父 ・母 ・同居人（19歳～64歳） ※祖父祖母は、住民票上で世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合には同居の取り扱いとなります。
	自営・農業の方	就労等証明書（自営・農業・内勤）※	
	内職の方		
疾病 介護 ・ 出産	疾病者	就労等証明書または診断書※	
	障がい者・病人の介護等	就労等証明書	
	出産の前後	母子健康手帳の表紙及び出産予定日のページ写し	
その他	大学生、大学院生	就労等証明書または在学証明書	
	専門学生、職業訓練生	就労等証明書または在学証明書	
	求職活動中の方	保護者求職確認書	
	上記以外の方 子育て支援課にお問い合わせください。		

※ これら以外にも、場合によっては保育料算定のために必要な書類（課税証明書等）を提出していただく場合があります。詳細は『6 保育料について』に記載していますのでご覧ください。

提出期限

入所申込書の提出期限は、入所希望月の前月 15 日まで（閉庁日の場合は直近の金曜日まで）

5 保育の必要性の認定について

保育施設を利用する場合には、入所手続きの他に「保育の必要性の認定」の申請が必要となります。お子さんの年齢や、保護者の就労状況、家庭状況から、市が必要性を判断し、認定証を発行します。

認定区分	対象者	利用可能施設
1号認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園などで教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園（幼稚園部門）
2号認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所や認定こども園を希望する場合	保育所 認定こども園（保育部門）
3号認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所や認定こども園などで保育を希望する場合	保育所、認定こども園（保育部門） 小規模保育施設

また、保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のとおり保育時間が区分されます。

時間区分	対象者（主な事由）	施設利用可能時間
標準時間	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月当たりの就労時間が100時間以上の方 ・産前産後2ヶ月の方 ・保護者の疾病、障害がある方 ・親族の介護、看護をしている方 ・虐待やDVのおそれがある場合 ・就学中の方 	1日最長 11 時間
短時間	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月当たりの就労時間が48時間～99時間の方 ・育児休業中の方 ・求職活動中の方 	1日最長 8 時間

※ この保育時間を超過する場合は、延長保育料が別途かかります。

6 保育料について

保育料は、国、県、二戸市の負担金とともに、保育施設を適切に運営するための経費を賄うものとして、保護者の皆さんに負担していただいているものです。なお、保育料は保護者(扶養義務者)にお支払いいただきます。

保育料の算定について

保育料は4月から8月については保護者の前年度の市(町村)民税の額、9月以降については今年度の市(町村)民税の額とお子さんの年齢などによって市で決定します。公立・私立、市内・市外保育施設を問わず二戸市民は同じ料金表から決定されます。

税資料の提出について

基本的に税資料の提出は不要です。

所得税や市(町村)民税の訂正申告・修正申告をした場合は、保育料が変更になることがあります。その場合には、子育て支援課までご連絡ください。

保育料の納付について

<公立保育所(市内)及び私立保育所(市内・市外)に入所された方>

- ・保育料の納付先 … 二戸市
- ・保育料の通知 … 納付通知書は保育施設を通じてお渡します。指定金融機関で納期限までに納付してください。
- ・保育料の納期限 … 各月末日(末日が金融機関の閉行日の場合は翌開行日)
※口座振替の手続きをされている方は、毎月25日に指定口座から自動的に引き落としとなります。

<認定こども園・小規模保育施設(市内・市外)に入所された方>

- ・保育料の納付先 … 各施設
- ・保育料の通知 … 保育料決定通知は各施設を通じてお渡します。(保育料は二戸市が算定します)
- ・保育料の納期限 … 各施設に確認してください

<公立保育所(市外)に入所された方>

- ・保育料の納付先 … 施設所在地の市町村
- ・保育料の通知 … 施設所在地の市町村(保育料は二戸市が算定します)
- ・保育料の納期限 … 施設所在地の市町村に確認してください。

※ 毎月1日現在保育施設に在籍している方は、利用日数に関わらず1か月分の該当月分の保育料をお支払いいただきます。

その他

保育料を滞納した場合は、児童手当からの保険料特別徴収や不動産・給与・銀行預金等の財産調査を実施し、差押処分をすることがあります。

保育料の支払いが困難なときは納付方法についてご相談ください。

7 保育の実施について

保育の実施期間	就学までの保育の必要性があると認められた期間です。(年度毎の更新になります) 提出していただいた就労証明書などに記載の雇用期間で決定されます。 日曜、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)等は休みとなります。 求職活動を理由にした入所期間は1年度内に2か月が限度となります。
保 育 時 間	各施設で定めた標準時間(概ね午前7時から午後6時まで)、短時間の範囲内で、それぞれ必要性に応じて保育します。 なお、延長保育も行っておりますので、就労時間等の都合により希望する方は各施設所定の用紙で申込みをしてください。(延長保育料が別途かかります。)
変 更 届	家庭状況、住所、勤務先等に変更があった場合や転園、退所を希望する場合は、各施設所定の用紙を提出してください。 入所後、仕事を退職した場合は退所となりますが、退職後に新たに求職活動をする方は、保育の実施期間及び保育時間を変更しますので、「変更届」を提出してください。
求職活動報告書	入所中に求職活動をする方は、毎月の活動状況を「求職活動報告書」に記入し、各施設へ提出してください。(求職期間は1年度内で2か月が限度です)
な ら し 保 育	集団生活や新しい環境にお子さんを慣らすため、入所して1週間程度は午前中にお迎えをお願いしております。(詳細は各施設にお問い合わせください)

8 その他の保育事業について

《一時預かり》

保育施設に入所していないお子さんを就労、病気、冠婚葬祭などで保護者が一時的に家庭で保育できない場合や、育児疲れを解消したい場合に保育する事業です。市内全保育施設と二戸市子育て支援センター(電話 23-0818)で実施しております。利用する場合は事前申込が必要です。利用を希望する各施設に直接申込みをしてください。

《病児保育》

突発的な発熱などによって集団保育ができないお子様を一時的にお預かりし、子育てと就労の両立を支援するものです。「どうしても仕事が休めず、家で看病できない」という時などに利用できます。利用する場合は、事前登録と利用申込が必要です。

お問い合わせ

二戸市病児保育施設「あいほっと」 住所：二戸市福岡字長嶺 28-17 電話：23-2010

《病後児保育》

病気の回復期であって集団保育が困難であるときに、保護者が仕事や冠婚葬祭などやむを得ない理由により家庭での保育が困難なときに一時的にお子様をお預かりする事業です。利用する場合は事前申込が必要です。

実施施設

二戸市子育て支援センター(旧石切所保育所)	電話：23-0818
認定こども園ともいき(マーヤハウス)	電話：23-3966
まつのまるこども園	電話：23-5444
認定こども園ちゃいんど・スクール	電話：25-5333